令和2年 第7回 教育委員会定例会会議録

令和2年7月14日(火) 港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2547号 令和2年第7回定例会

日 時 令和2年7月14日(火) 午前10時00分 開会 場 所 テレビ会議 (港区役所7階 教育委員会室)

 「出席者」
 教育長職務代理者
 市木康平

 教育長職務代理者
 田谷克裕

 委員
 山内慶太

 委員
 市知子

 委員
 中村博

「説明のため出席した事務局職員」 教育推進部長 星川邦昭

 学校教育部長
 湯川康生

 教育長室長
 村山正一

 図書文化財課長
 江村信行

 学務課長
 佐々木貴浩

 教育人事企画課長
 瀧島啓司

 教育指導担当課長
 篠崎玲子

 「書 記」
 教 育 総 務 係 長
 佐 京 良 江

 教 育 総 務 課
 田 邊
 真

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区スポーツセンターの臨時休館について
- 2 港区幼児教育振興アクションプログラム策定方針について
- 3 港区生涯学習推進計画策定方針について
- 4 港区スポーツ推進計画策定方針について
- 5 港区立図書館サービス推進計画策定方針について
- 6 港区学校教育推進計画策定方針について

日程第2 協議事項

1 奨学資金の見直しについて

日程第3 報告事項

- 1 令和2年第2回港区議会定例会の質問について
- 2 学校施設開放再開について
- 3 港区スポーツセンタープールの休止について
- 4 図書館の6月分利用実績について

「開会」

〇教育長 ただいまから、令和2年第7回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

〇教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、薩田委員にお願いいたします。よろしくお願いします。

日程第1 審議事項

- 1 港区スポーツセンターの臨時休館について
- ○教育長 それでは、日程第1、審議事項に入ります。

議案第74号「港区スポーツセンターの臨時休館について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、議案第74号「港区スポーツセンターの臨時休館について」ご審議いただきます。審議資料2-2を御覧ください。審議内容は、港区スポーツセンターを臨時休館するというものです。

休館日については、港区スポーツセンター条例第4条に定められており、条例に定めのない休館 日は教育委員会に諮ることとなっております。

項番1の理由です。電気設備法定点検のため、スポーツセンターにあるみなとパーク芝浦全体の 照明等が利用できなくなります。これに合わせスポーツセンターも臨時休館いたします。

項番2、臨時休館日は令和2年11月21日、22日の2日間になります。

項番3、告示日は本日から1週間後の7月21日といたします。

項番4、利用者への周知方法は記載のとおりになります。

簡単ではございますが、説明は以上です。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第74号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇教育長 ご異議がないようですので、議案第74号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区幼児教育振興アクションプログラム策定方針について

○教育長 次に議案第75号「港区幼児教育振興アクションプログラム策定方針について」説明を お願いします。 ○教育長室長 それでは、議案第75号「港区幼児教育振興アクションプログラム策定方針について」ご説明させていただきます。資料ナンバー2と、あと今、席上配布させていただきました「港区基本計画策定方針」の方を御覧ください。

冒頭、これ以降の個別計画と共通部分がございますので、策定方針のつくり方などについて、私の方からまとめて事前にご報告をさせていただきます。

初めに、港区基本計画策定方針ですけれども、6月23日に区長決定をされています。各教育委員会でつくる個別計画につきましての策定方針につきましても、この基本計画の策定方針のつくりを踏まえて作成をしております。

3ページ目を御覧ください。計画策定に当たり踏まえるべき社会変化ということで、これは全庁的にとらえたものですけれども、(1)の新型コロナウイルス感染症の影響、(2)のまちづくりの伸展とさらなる国際化、そして次のページにわたって7番まで東京2020大会の開催。こちらを社会変化、それぞれの計画に関連するものをここから取り出しまして、それぞれの策定方針に反映をしております。

それでは、個別計画の共通部分の説明に移らせていただきます。資料2の方を御覧いただきながらご説明を進めてまいります。まず、1枚めくっていただきまして本編の方の1ページ目になりますけれども、年度は全て令和3年度から令和8年度ということで共通となっております。これは同時期に策定します港区基本計画と整合を図っているためです。

その下の「幼児教育振興アクションプログラムとは」と書いてありますけれども、それぞれの計画で各計画がどのような位置づけのものかを簡潔にこちらの方で記載をしています。

次に、1、幼稚園教育を取り巻く現状ということで、この項番1で各計画を取り巻く状況で、先程見ていただきました「基本計画の策定方針」に掲げられた社会情勢の変化ですとか、また国、東京都の状況、港区の状況の三つの観点からまとめております。

社会情勢の変化のところで、先程の上位計画の基本計画の策定方針と整合を図ったところです。 次に、3ページ目の項番2、下の方になりますけれども、幼稚園教育を取り巻く区の課題とありますが、こちらで各計画分野を取り巻く区の課題について言及をいたしております。

次に、4ページ目。こちらの3番、アクションプログラムの施策の方向性。こちらの項番3で各計画の方向性ということで、網かけで白抜きの文字にしてあります部分を方向性として示しております。それぞれ各施策ごとに関連する取り組みの方向性を記載して、各計画の方向性としてまとめております。

最後に、6ページ目の項番4では、その他として各計画の検討体制、スケジュール、それから区 民への周知方法を記載しています。スケジュールと区民周知につきましては、各計画で記載を統一 しておりますので、以上のような構成で各計画とも策定方針の方は作成させていただいております。

それでは、幼児教育振興アクションプログラムの策定方針の内容についてご説明をさせていただきます。初めに、一番最後のページについていますA3の策定方針(概要)に沿って、項番1と項番2についてはご説明をさせていただきます。

まず、社会情勢の変化につきましては、基本計画では七つ程掲げてありましたけれども、幼稚園 教育に関連するものとして五つ、こちらの方では掲げました。まず、新型コロナウイルス感染症の 感染拡大の影響と感染リスクの高まり、大規模な自然災害の発生。それから、持続可能な開発目標 の採択と持続可能な社会への移行、増加が続く人口動向、そして国際化の進展です。

次に、(2)の国及び東京都の状況ですが、国の動向といたしましては、昨年度10月から始まりました幼児教育・保育の無償化の開始、こちらの部分と、あと児童虐待防止対策の強化について、 昨年度国からも対策が示されましたので、そちらの方の記載をしております。

なお、東京都の方といたしましては、昨年の12月に長期戦略として「『未来の東京』戦略ビジョン」が策定され、その中で教育分野としては2040年代のビジョンとして、「新たな教育モデルにより、全ての子ども・若者が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ東京」というものが示されましたのでそちらを記載しておりますが、具体的な中身についてはまだこのビジョンの中では示されませんでした。

それから、その隣の(3)港区の状況ですけれども、これまでの取り組みといたしまして8点程記載のとおり掲げさせていただいています。幼児人口の増加に伴う区立幼稚園定員の拡大、預かり保育の実施園を区立幼稚園全12園に拡大等、この現行計画の期間に行った主要なものを掲げました。

今後の取り組みといたしましては、幼児人口の推移や幼稚園需要を注視し、公私立幼稚園全体で必要な定員を確保していく必要がある。また、来年4月開設予定の「(仮称)港区子ども家庭総合支援センター」の整備と取り組みについて掲げております。

それからまた、こちらのアクションプログラムの策定ですとか、今後の幼児教育に関する施策の検討の基礎資料とするために、昨年10月から11月にかけまして区内幼児の保護者1,000人にアンケート調査を実施しております。その結果、主立ったところとしまして、共働き世帯の割合が前回の50.5%から54.3%に増えていることと、どのような子どもに育ってほしいかという回答として、色々なことに興味を持ち、挑戦する子どもですとか、自ら意欲的に学ぶ子どもの回答が伸びておりました。また、幼稚園に通っている幼児の割合が前回33.5%でしたが、今回26.5%に減少しています。

また、幼稚園に求める、これは区立、私立共通ですが、在園児以外の家庭も含めた地域の子育てとしての支援として、園生活や保育・教育内容に関する情報の発信という回答が多く寄せられました。

こうした幼稚園教育を取り巻く現状を踏まえまして、2番として幼稚園教育を取り巻く区の課題ということで5点程にまとめています。まず、幼児人口の増加ですとか共働き世帯の増加など社会状況の変化を的確に把握して、適切な幼児の受入体制を確保するとともに、幼児教育・保育の無償化の影響ですとか、認可外保育施設への通園動向を注視し対応を検討していく必要があること。それから、情操教育や社会性を育む教育を充実することですとか、園生活や保育・教育内容に関する情報を積極的に発信することがアンケート結果などからも見られましたので、幼稚園に今求められ

ている課題として掲げています。

それから、3点目として小学校入学前教育カリキュラムに基づきまして、これまで以上に教育の質の向上を図るとともに、小学校教育へのさらなる円滑な接続を図る必要があるということを掲げました。また、区内に多くいらっしゃいます外国人の幼児、保護者ですとか、今は障害のある子どもなど、特別な配慮が必要な子どもへの支援が求められていること。最後に、家庭との緊密な連携のもと、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通して、幼稚園教育のさらなる充実が必要であるということでまとめさせていただきました。

それでは、具体的な策定方針については、本編の方を御覧いただきたいと思います。4ページを御覧ください。まず、1番目です。幼児期の育ちと学びが、小学校以降の「徳」「知」「体」の学びにつながるよう、小学校入学前教育の充実と小学校教育への円滑な接続に向けた取り組みを推進しますとしました。

前回ここは、幼児期の育ちと学びが小学校以降の自ら学び、考え、行動する「徳」「知」「体」の 学びにつながるよう、小学校入学前の教育の充実に取り組みますという施策名になっていましたけ れども、小学校入学前の教育の充実とこれまでも取り組んできました小学校教育の円滑な接続、こ ちらを両立する形で表現を改めております。

以降、主立った今回の特徴的なところについて触れさせていただきます。まず1番の施策の中では、(2)のところです。ここで小中学校のICTも進んでおりますけれども、オンライン化の流れを受け、ICTを利用した教育等の記載を追記するということで「ICTを利用した教育等により」という文言を加えさせていただいています。

また、(3)のところでは、発達障害などなかなか保護者の方が心情的に受け入れにくい幼児の早期発見ですとか、一般の幼稚園では受け入れが難しい医療的ケア児・障害児への対応の表現を加え、「特別支援アドバイザーの公私立幼稚園への訪問などを通して、特別な配慮を必要とする幼児の早期発見や支援をするとともに、医療的ケア児・障害児の受入体制を充実します」という表現に修正を行っております。

次に、5ページ2番の幼稚園等への応募数の変化を踏まえ、安定的に幼児教育の環境の充実を図るため、幼稚園入園を希望する幼児を受け入れるための環境整備を推進します。こちらについては、大きな変更点はございません。

3番、保護者の負担の公平性を図るため、公私立幼稚園較差の是正に向けた取り組みを推進します。昨年度の幼児教育・保育の無償化によりまして公私立の較差はだいぶ縮まってきてはいますけれども、私立幼稚園側の意向も踏まえて、引き続き較差の是正に取り組みますということで、これまで行ってきた取り組みを踏まえつつ、引き続きということを記載をしております。

それから4番、首都直下地震や暴風雨などの自然災害及び防犯を考慮した施設の改築・改修、感染症対策、交通安全対策、防災・防犯訓練の実施など安全に向けた取り組みを推進しますということで、こちらは特に(2)の部分で新型コロナウイルス感染症の感染状況ですとか、昨年度発生しました滋賀県大津市での痛ましい交通事故などを受けました交通安全対策も重要ということで、こ

ちらの方の記載を新たに加えております。

それから5番目、幼児の健やかな成長のため、子育ての支援を推進し、家庭や地域の教育力の向上を図りますですけれども、特に2番目のところで、これは新たにつけ加えましたけれども、保護者自身が子育てを振り返るきっかけをつくるとともに、子育てについて学ぶ機会をつくることなどにより、済みません、(3)です、失礼しました。これまで以上に幼稚園と家庭との連携を深め、家庭の教育力の向上に努めます。こういった部分を新たに入れております。こちらは、こちらの策定委員会の席上で特に私立幼稚園側からですけれども、以前に比べ家庭の教育力が低下しているように感じるというご意見が複数寄せられたため、追記をしております。

それから、6ページ目の(4)になりますが、済みません、(5)です。これは先程も紹介しましたアンケート結果で情報発信、幼稚園からの情報発信について強い要望がありましたので、地域や在園児以外の保護者に対しても、ICTの活用などにより、園生活や保育・教育の内容など各種の情報発信に取り組みますといった記載を加えております。

最後の施策として6番、国際色豊かな港区の特性を生かして、国際化に対応した取り組みを推進 します。ここでは(3)と(4)を新たに追記しています。

区の特性として外国籍の保護者や子どもたちが多く、また幼稚園に入園することもあるため、外国籍の保護者や子どもたちのケアが重要であると考え、外国籍の保護者や幼児に配慮した園運営を推進しますと記載を入れております。

また、区内に外国人居住者も多く、大使館も多いことから、そうした地域特性を生かして外国の 文化を知ったり、外国人と交流することでグローバル化の中で生活する子どもたちに貴重な体験を してもらいたいということで、「(4)外国人とのコミュニケーションや文化について知る機会や 外国人と実際に交流する機会の充実に取り組みます」の記載を新たに加えました。

検討体制につきましては記載のとおり、幼児教育振興アクションプログラム検討委員会で今、策 定に向けて検討を進めているところです。

今後のスケジュールにつきましては記載のとおり、令和3年3月について、ほかの個別計画とと もに本計画についても策定を行ってまいります。

周知方法につきましても記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

- ○教育長 ただいまの説明に対して質問やご意見をお願いいたします。
- ○山内委員 私からはこれについて気がついたことを3点申し上げます。1点目はこの策定方針の1の幼稚園教育を取り巻く現状のところについて、項目をずっと読んでいたら七つのうちから五つを選んでお書きになっているとありますけれども、ここで人生100年時代の到来の項目は入っていないのです。今日用意していただいている各策定方針の中に幼児教育振興アクションプログラムと学校教育推進計画策定方針には、それが入っていない。ほかの三つは入っている。

せっかくそういうものを港区として用意しているのであれば、私は幼稚園の教育についても、また学校教育についてもそれを加えられてはいかがかというふうに思います。つまり、要は人生10

0年という時代の中で、長い時間にわたってより健康的な生活をしていく。そしてまた、充実した 生活をしていくための生活習慣。そこの基盤、基礎の部分というのは、この幼小児期にできる訳で す。そういう意味で生涯にわたる健康的なライフスタイル、生活習慣をつくっていく基礎の部分を やっぱり幼稚園、小学校の時代に、幼稚園、学校と家庭が連携してつくっていくということが大切 ですので、その意味ではせっかくこの項目を港区として出すのであれば、幼児教育、それから学校 教育ににおいても、その趣旨をもっと大切にされてはいかがかなというふうに思ったのが一つです。

それから2点目は、アクションプログラムの施策の方向性のところで応募数の変化に対して、安定的に環境を充実を図るということが掲げてあります。これはおそらく港区の人口増に伴う非常に難しい対応があって、これはきっと幼稚園も保育園も全てに共通する課題であると思いますけれども、これはきっとその担当の部局だけではなかなか難しい。例えば大規模な開発のときに事業者に対して保育園とか幼稚園、学校に対するある種の用地とか面積の供出を求めたり、そういうことまで含めて考えないと対応し切れない問題だと思うのです。

そういうことについて今後港区としてどういうふうに考えていくのかということも、ひとまず議論できるようなことを加えておかれるとどうかというのが二つ目です。

あと三つ目が、区のアクションプログラムとしての方向性の1が「徳」「知」「体」が入っている訳ですが、一般には「知」「徳」「体」と書かれるところが、あえて「徳」「知」「体」としているところは、きっとそれなりの考えを持ってそうされているのだと思っております。私はそれはいいことだと思いますけれども、幼稚園の場合、幼児期だとせっかく順番をそうやって「知」「徳」「体」を変えるのであれば、「徳」「知」「体」なのか、それとも「体」「徳」「知」なのか。あと、そういうところもせっかくなのでもう一工夫されてはいかがかというのが三つです。

私からは以上です。

- ○教育長 ありがとうございます。
- ○教育長室長 ご指摘ありがとうございます。最初のまず基本計画策定方針の方でうたわれている 人生100年時代についての課題認識、これにつきましては幼児教育、その長い人生のスタート地 点でもありますし、生涯学習につながるという部分の記載もありますので、そちらについては取り 込みさせていただきたいと思います。

それから、幼児人口の対応についてですけれども、今、区の人口推計では今後一旦幼児人口の増加が減少に転じた後、また増加するという見込みに立っていますので、その推移。人口推計、毎年出されますけれども、その推移も見ていく必要があるのと、あと幼児教育無償化の影響なのか、ちょっとまだ分からないのですけれども、区立幼稚園も私立幼稚園も今年度園児数が、入園者数が減少してしまってというところがあって、この動向がその後どう推移していくのか。また、ちょっと原因ももう少し分析をしなければ明らかにならないのですけれども、その辺も踏まえつつ公私立幼稚園一体となって幼児教育を希望する、きちんと受け皿となれるように、その記載についてはもう一度少し工夫をさせていただきたいと思います。

それから、最後ご指摘の「徳」「知」「体」についてなのですけれども、平成26年に策定され

ました教育ビジョンのところで、学校の方になりますけれども、そちらでこの「徳」「知」「体」 の順番に記載がされています。港区の教育の特徴として一番大切にしていきたいものは「徳」と考 えて今、幼・小・中全て共通の順番とさせていただいている次第です。

以上になります。

- ○**教育長** 最後のところは、それは分かっているんじゃない。その上でそこの部分はもう少し触れた方がいいのではないのというところなのですけれども。
- ○山内委員 発達段階の中では、やはりまず幼児期は健康な「体」ということが大事でありながら、 次に生活習慣も含めて「徳」もそこで育てていく。それで、さらに「知」につながっていく。そう いう発達段階に向けた強調の仕方というのが、きっとあると思います。そんなことを頭に置きなが ら申し上げたのです。
- ○教育長室長 教育ビジョンの関係もありますので、小中学校との兼ね合いも含めてそちらの方は 再度検討させていただいて、必要に応じてこの施策、(1)から(5)の中のどこかでそれについ ての補足説明をさせていただければと思います。
- ○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。
- ○**薩田委員** アンケートの結果というところで、小児の保護者 1,000人にアンケート調査を依頼したそうですが、返却はどのぐらいありましたか。
- ○教育長室長 1,000件発送したうち回収数が400件でしたので、ちょうど40%になりました。
- ○**薩田委員** ちょっと残念というか、もうちょっとやっぱり回答してほしいなと。こういうアンケートを実施してもなかなか返却というか、返答がいただけない中、とても残念だなといつも思っています。その辺をどう上げたらいいのかなというのも少し考えていただきたいなと思います。以上です。
- ○教育長室長 このアンケート調査以外にも区が実施するアンケート調査、その回収率を上げることが共通の課題になっています。ネットを活用したり、色々今手法も探っているところですので、ほかのアンケート調査の手法も調べながら、今後回収率が上がるように努めてまいります。
- ○田谷委員 先程、山内先生の質問の中にもあったと思うのですけれども、現状では人口が増えている。それから、このアンケート調査のところでも共働きの割合が50.5%から54.3%に増えている。実質もうちょっと共働き率が僕は高いと思うのですけれども、その割に入園率が私立も下がってきているということでよろしいですか、公私立ともに下がっている。その辺というのは、だから例えば共働き率が下がったので入園率が下がるとか、私立率が高いから公立が下がるというのは分かるのですけれども、共働き率が上がっていて公私立ともに入園率が下がっているというところ。ちょっとオオタニさんもその辺は調べてみるというような話をおっしゃっていましたけれども、実際その未就学児の保護者のニーズというのはどういうところにあるのか。

全てそういうのが上がっていて入園率が落ちているということは、必ずどこかに行っていると思 うのです。自宅で保育している訳ではないと思いますので。その辺がどういうところにニーズがあ るかというのをやっぱりもうちょっとよく調べて、それに甘んじることなく、どうぞ公私立幼稚園を使ってください。これだけ立派な体制をとっているので。やっぱりその辺のところをもっとよく調査して、我々でもその辺のニーズの説明というのを今後のためにもしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育長室長 こちらのアンケートではないのですけれども、また子ども部門で作成したアンケート調査で、保育園、幼稚園それぞれに通わせている保護者の方にアンケートをとった調査もありますけれども、そちらの結果ですと、幼稚園を選んでいる保護者の方というのは、幼稚園教育を期待をして、あえて幼稚園を選んでいる方が多い。決して保育園に行けなかったから幼稚園を選んだという方よりも、圧倒的に幼稚園だから選んだという方が多いので。

今ご指摘がありましたように、何で今、保育園がその分受け皿として急に増えているというふうには聞いていないので、幼稚園の需要が、ニーズが今、少し下がってきている原因は何なのか。今ご指摘のとおり幼児教育に何を求めているか、幼稚園教育に何を求めているか少し分析をした上で、この辺の取り組みについてはまた検討していきたいと思います。

- ○山内委員 今のことについては、一つは幼稚園に対するニーズの把握というところが今おっしゃったとおりだと思いますけれども、もう一方で幼稚園に対して期待をしているけれども、幼稚園にアクセスできないという状況も一つあるのかなと思います。つまり、それは共働きによるかどうかということが一番だと思うのですけれども、幼稚園に期待しながらそこを活用できない人たちというのが、どういう層なのかなと。そっちの方の分析も合わせてやる必要がある。その両面から見ていくことで説明責任が果たせる。どうしてつくっていけるとか、そこもできるのだと思います。
- ○**教育長室長** 預かり保育など、また色々課題もありますけれども、今、山内先生がおっしゃった 面からのニーズについても合わせて把握してまいりたいと思います。
- ○教育長 ほかにいかがでしょうか。

ちょっと細かい点で3点いいですか。2ページ目の下から7行目からなのですけれども、今年度 コロナウイルスの関係でなかなか実際に色々な企画していたものができない状況にある中で、令和 2年度から小学校区域ごとに行うこととした保幼小合同研修会及び幼児教育研修会の実施などに取 り組んでいますと書いてあるのだけれども、この策定方針を定めると、その段階でこの表現は適切 なのかどうかというのと、それから3ページ目の下から2行目のインターナショナルスクール等の 認可外保育施設。インターナショナルスクールは認可外保育施設というジャンルかどうか、性格的 にも。

それから、5ページ目の4の(4)のところで、区立幼稚園について、計画的に改築や改修を進めます。改築は分かるのだけれども、改修は具体的にどこなの。これはおそらく改築・改修だと、きちんとどこどこ保育園、何年度にこうしますというのを明確にこの中ではされるのではないかなと思うのですけれども。その3点を教えてくれますか。

○教育長室長 まず、最初のご指摘の2ページの令和2年度から保幼小合同研修会などを実施していくということですが、現在ご指摘のとおりコロナ対策、感染症対策の関係で実施できておりませ

んけれども、令和3年、状況が落ち着いたらの仮定になりますが、一応1月ぐらいに実施する予定でいますのでこの表現をしています。策定方針の位置づけとして令和3年3月、本編の中に取り込まれますので、そちらを想定しての記載にしていますので、もしその時点で、3月に策定時点で実際に実施できたかどうか。そこについてはその時点での状況によって、ここの表現については改めていきたいと思っています。

あと、2点目のインターナショナルスクールについてですけれども、こちらについては東京都の 方でもインターナショナルスクールについては認可外保育施設という位置づけの中で一覧で示され ていますので、こちらについてはそういう理解で間違いないかと思っています。

続けて三つ目の、5ページ目の幼稚園の計画的な改築・改修ですが、今、赤羽幼稚園について改築は行っているところですけれども、大規模な改修については今具体的な計画が上がっている訳ではございませんので、この記載については少し再度検証した上で終了時修正はしてまいります。

○教育長 赤羽とそれから中之町でしたか、改築は。2点目は分かりました。1点目なのですけれども、これはあくまで策定方針なので、この方針を立てて、これから具体的な取り組みとか政策を考えていくという文章。

だから今日現在で押さえないと、今日決定すれば。だから今の時点で押さえないと、例えばの話、 これ策定するまでの案だから来年の3月までの間云々となったら、例えば国、東京都の状況がえら い変わるかもしれない。あるいは、社会情勢の変化もガラッと変わってしまうかもしれない。だか ら、今の時点で押さえないとだめでしょう。

- ○**教育長室長** 済みません。 2ページのこの「取り組んでいます」の表現については、現時点の表現に、「取り組んでいきます」と修正をさせていただきます。
- ○教育長 いかがでしょうか。
- ○山内委員 今の研修会に関することで、来年の1月ぐらいからはというお話があったので、ちょっとそれについて質問させていただきます。今までは色々混乱している状況で、まず当座の学校や幼稚園の対応第一で、ほかのものをとめざるというやり方しかなかったのですけれども、今後はこういうときだからこそ、そういう研修は積極的にやっていく必要があるのではないか。それで必ずしも対面でなくても、オンデマンド式の動画を使ったり色々なことができる訳です。

ですから、もっと工夫してそういうことはお進めになった方がいいのではないかと思うのです。 実際私たちも授業とか学会だとかやっていると、実は例えば事前に動画で講義を見ておいてもらっ て、ある時間に全員が集まってオンラインの中でディスカッションをする。実は今までよりよっぽ ど濃密な議論ができるということで、案外おもしろくできます。

それから、やっぱりこういう時期なので、かえってこういう時期の方が現場の方々は色々な問題 意識を持ったり不安を抱えたりしている。そういう意味では普段ではできないような意見交換が随 分できますから、逆にこういうときこそ積極的に今までとは違う方法でしていくということも考え ていった方がいいのではないかというふうに思っています。

○教育長室長 ご指摘のとおり、こういうときこそまた出される色々な意見などもあるかと思いま

すので、ちょっと区立幼稚園だけでは決定できない部分もありますので、保育園、それから私立幼稚園とも相談しながらその方向で、なるべく早い時期に開催できるように調整したいと思います。
〇教育長 まさに今、山内先生が言われたのは、1ページ目の1の(1)の①新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響というのが書いてありますけれども、これは幼稚園での教育の面。狭い意味では子どもへの教育というのはあるのですけれども、その土台となる研修とか、あるいは教員等のノウハウの場面とか、あるいはこの事態だからこそこんな課題があったから、それをこれからは乗り切っていかなければいけないのです。また、コロナウイルスではない感染症も出てくる、あるいはほかの事態も生じるかもしれないので、それを乗り切っていくためのものとしてもなかなか研修ができないのですとか、通常の形で。そういったものもここに含まれるはずなので、それを受けての部分を考えた方がいい。子どもへの教育だけではなくて、その底辺にある部分が影響が出てきてしまうのでお願いします。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。一部分修正はありますけれども、議案第75号について原案どおり 可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇教育長 ご異議がないようですので、議案第75号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 港区生涯学習推進計画策定方針について

○教育長 次に、議案第76号「港区生涯学習推進計画策定方針について」説明をお願いします。○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、「生涯学習推進計画策定方針」について資料を用いてご説明させていただきます。

タブレット番号の10-2から10-9までが本編になりますが、説明に際しましては10-10の策定方針の概要に基づいて説明したいと思います。

港区生涯学習推進計画(令和3年度~令和8年度)の策定方針(概要)になります。

まず、港区生涯学習推進計画とは、ということなのですけれども、A3判の概要版に基づいて説明いたします。港区生涯学習推進計画なのですが、こちらについては、教育行政に限らず区全体の生涯学習に関する取り組みを体系化し、その目標や課題、施策の方針を示すものになっております。区においては生涯学習を推進する体制を整えるとともに、全ての人の学びの意欲に応え、学習の成果を生かせるよう自主的な学習支援に取り組むことで、「教育ビジョン」の実現を目指しております。

(1)の社会情勢の変化です。こちら5点挙げております。まず、1点目の新型コロナウイルス 感染症の影響なのですけれども、こちらはご存じのように感染拡大防止の徹底によりまして、生涯 学習施設の利用だとか講座・教室などの参加が難しい状況にあります。感染拡大防止を意識した新 しい生活様式が求められる中で、今後どのように生涯学習の取り組みを推進していくのかが重要と なっております。

②の持続可能な社会への移行です。こちらはSDGsの達成に向けて17のゴールのうちの国際目標4に関連するのですけれども、全ての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進するとあります。これを達成するために生涯学習に関する活動を広げていくことが必要になります。

③のSociety5. 0の実現に向けた取り組みの進展です。IoTやAI、ビッグデータなど新しい概念が登場しておりますので、こういった技術を活用することで学び方は多様化していきますので、こういったことで地理的制約とか時間的制約が少なくなることが期待できるというものです。

④の人生100年時代の到来につきましては、これからさらなる健康長寿社会を迎えようとしている中で長い人生をより充実させるために、子どもから高齢者までライフステージごとに生涯にわたる多様な学習の機会が重要になるというものです。

最後に国際化の進展です。こちらは国籍にかかわらず誰でも学べる機会を提供し、その学びを地 域活動などへ生かしていくことが期待されております。

引き続きまして、国の状況になります。こちらは主なものを取り上げさせていただきます。最初の丸の平成30年6月に策定された第3期教育振興基本計画ですが、3点あります。先程の人生100年時代を見据えた生涯学習の推進ということと、あと女性活躍のための学び直し、3点目で障害者の生涯学習の推進などが新たに盛り込まれました。

それと黒丸の上から4番目ですけれども、平成31年3月に「障害者の生涯学習の推進方策について」ということがまとめられました。共生社会の実現をうたっておりますので、このことについて誰1人取り残さないという理念は持続可能な開発目標にも通じて、教育機会の平等にも寄与しております。

最後に、今年度の4月から段階的に施行されている学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」という考え方が示されています。地域と学校が連携・協働しながら未来の創り手となるための教育が求められているというのが国の状況になっております。

右側の港区の状況に移ります。現在の区の取り組みなのですが、区の方では全ての年齢区分で人口が増加し続けます。特に子どもや若年層の増加が見込まれますので、多様なライフスタイルに応じた取り組みが一層必要になります。

2番目に、昨年12月に「港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の 促進に関する条例」を制定しました。共生社会の実現に向けて取り組んでいるところです。

3番目は、現在動画配信事業というのをやっておりますが、こちらは時間や場所に制限されずに 学習できるものです。動画配信に際しましては、テロップを入れたり字幕を取り入れたりというこ とを進めております。

4番目に、「まなび屋」というものと、あと、みなと学びの循環事業というのを現在も行っております。区民の方が学んだことを別の方に教えていくというようなこと、経験を生かしていくとい

うことで学び合う機会を提供しております。

次に、地域全体で子どもたちを見守る事業ということで、地域学校協働本部がございます。今も 全区立幼稚園と小中学校配置に向けて取り組んでいるところです。

最後にパソコンやスマートフォン、タブレット端末の定着や、あと新型コロナウイルス感染症の 拡大の影響などを考慮して、引き続き場所や時間に制限されることなく学べる体制を整えていくこ とが求められております。

②でアンケートの調査の結果なのですが、こちらは昨年10月17日から11月7日に行ったアンケートの結果になっております。主なものとして過去1年間に生涯学習したことがある人は82.9%。在住者・在勤者ともに30歳から50歳代では仕事にかかわる内容が多くなっております。20歳代から40歳代では6割がICTを利用して学んでいます。ですが、公的な場所での講座や教室に参加したという人は1割未満でした。

これから生涯学習活動を始めたいという人が求めるものは、「学び始めるためのきっかけづくりの充実」が58.6%と最も多い結果となっております。

学習の成果を自分以外のために生かしたいと思っている人は63.5%と半数以上を占める中で、 生かすことに当たっては「そこまでに至っていない」というのが38.4%と最も多くなっており ます。

これを受けまして、下の段の生涯学習を取り巻く区の課題は次のとおりとなります。1番目が多様なライフスタイルや状況によって、誰もが学びたいと思ったときに自由に学ぶことができる場の確保が必要になります。

2番目に、新型コロナウイルス感染症の影響で外出できないときや、一方で多忙なときなど、どのような状況においても学びが継続できるよう、ICTを活用した学びの機会をより一層充実させることで、学習環境を整えていくことが必要になります。

3番目に、生涯学習施設が個人の学習の場として十分に利用されていないことから、生涯学習施設の利便性の向上を一層図り、事業への参加を促しつつ、区立図書館等の区有施設や民間企業、大学等と連携して学習機会を提供していくことも必要になります。

最後に、生涯学習の成果を生かす場や方法を提供していくことや、生涯学習の成果を生かしたい 人に対しては、きっかけづくりや活動の仕組みづくりが必要だという課題です。

以上を踏まえまして右の枠を御覧ください。3番目の港区生涯学習推進計画の施策の方向性です。 生涯学習推進計画の目指すべき姿として、「みんなと学びをつなぐまち」を掲げております。

次の三つの視点のもとで計画を策定してまいります。下線部の部分が今回新しくつけ加えたところになります。1番目、多様な年代、ライフスタイルに応じた学びの機会の提供。(1)若年層や子育て世代が必要としている、仕事や子育てに関する情報など、ライフスタイルの多様化を踏まえまして、区民一人ひとりのニーズに応じた自主的に学べる機会を提供します。

(2) ICTの活用に重点を置き、年齢・国籍・障害等の有無にかかわらず、誰もが学べる環境を 充実させます。

- 二つ目の方向性としては、生涯学習施設の充実及び区有施設、地域の団体や民間企業等との連携による学びの機会の提供です。
- (1) 生涯学習施設でこれまで取り組んできた、利用団体の活動支援、人と情報が集う学びの場の 提供、生涯学習情報の発信のほか、学習環境の充実及び地域との連携や生涯学習施設の認知度向上 に向けた情報発信をより一層推進します。
- (2) 生涯学習施設のほかに区立図書館等の区有施設、区民等からなる団体、民間企業、大学、大使館などのさまざまな主体と連携し、多様な学びの機会を提供します。
 - 3番目、学びの成果を生かすためのきっかけや仕組みづくり及び参画・協働の推進です。
- (1)区民が学びの成果を地域の活性化、コミュニティづくりや課題解決に生かせる機会を提供し、 区民が学びの情報を自ら積極的に発信できる仕組みをつくります。
- (2) さまざまな知識や経験を有している地域の人々と学校とが連携・協働し、地域の実情に応じた活動を通して地域と学校が一体となって子どもたちの成長を支える基盤を構築してまいります。

以上が、生涯学習推進計画策定方針についてのご説明となります。よろしくご審議の程お願いいたします。

- ○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見をお願いいたします。 よろしいですか。
- ○山内委員 施策の方向性の2のところに生涯学習施設の充実がありますが、生涯学習施設のほか 区有施設を活用しますということばかりです。前回の推進計画を立てるときと今回の一番大きな違いは、科学館を開設したということと、共同で機関を開設したということがあって、そういう意味ではこういうものを生涯学習という点からも、もっと積極的に生かすということを加えられてもいいというふうに思います。あとは大体大丈夫です。
- ○**生涯学習スポーツ振興課長** 現行計画の間、来年新しく策定するに当たって、確かに学びの場というのは新しい施設ができておりますので、そういうことをつけ加えていきたいと思います。
- ○**教育長** ちなみに、余談になってしまうかもしれないのですけれども、色々な形で生涯学習を進めている区民の団体が、もう含めて科学館を何とか使いたいと、あそこの場をというような話ももらっているので、まさに山内委員が言われたとおり団体もそういう思いがある。

ほかにいかがでしょうか。これから出てくる全ての計画について言えるのですけれども、細かいことは言いませんが、最終チェックしてもらいたいのは、昨年の12月10日のこの教育委員会の場で「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」を出したではないですか。ここで今現在やっている取り組みについて、ここはいいですとか、ここはもう少し発展させてくださいというような。特に後段の方ですね、発展させてくださいというようなそれぞれの評価、委員の先生方からの意見、また、それを踏まえて教育委員会として将来こうやっていくというのが出ているので、各計画の特定の施策について取り扱っているので、少なくともその施策については今回の策定方針でぶつけてもらって、それでそこは反映してください。何の意味もなくなってしまうので、この評価報告書といっても。ぜひお願いしておきます。ほかの計画もみんなそう

です。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第76号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第76号については原案どおり可決することに決定いたしました。

4 港区スポーツ推進計画策定方針について

- ○教育長 次に議案第77号「港区スポーツ推進計画策定方針について」説明をお願いします。○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、引き続きまして「港区スポーツ推進計画の策定方針について」説明いたします。
- A3、1枚の概要版を御覧ください。まず、港区スポーツ推進計画なのですけれども、こちらについては区のスポーツの推進に関する多様な施策を総合的に体系化して、今後のスポーツ施策の基本的な方向を定めたものになります。
- 項番1の(1)の社会情勢の変化です。五つ挙げております。新型コロナウイルス感染症の影響になりますが、こちらは先程と同じなのですけれども、色々な形で制限がされていることから、今後国が取りまとめた感染防止対策を徹底しながら安全にスポーツを行うためのポイントだとか、あるいは都が示す新しい日常のあり方について理解し、実践することが必要になっております。
- ②の東京2020大会の開催ですが、こちら1年延期されたということで、こちらについても新型コロナウイルスの感染防止対策を踏まえて安心・安全に大会を開催できるよう検討が進められているところです。
- ③の持続可能な社会への移行です。こちらSDGsに関することなのですけれども、スポーツに関しますと健康、教育、コミュニティ強化などに寄与するものとして期待されております。スポーツ庁も、このSDGsの達成にスポーツで貢献しようとする姿勢を見せております。
- ④の人生100年時代の到来です。こちらもこれからの長寿社会に向けて一人ひとりの健康な体であることが重要だということで、スポーツは区民の健康づくりに寄与する活動として期待されております。
- 次に、Society5.0の実現に向けた取り組みの進展です。これからIoT、ビッグデータ、5Gなど社会のあり方に影響を及ぼす技術革新が進展する時代が到来します。こういった先端技術をスポーツの分野にも取り入れることで、スポーツの多様な楽しみ方の創出が期待できます。
- (2)の国及び東京都の状況になります。最初の黒丸なのですけれども、スポーツ庁が平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」を策定いたしました。その中でスポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大に向けて取り組みを進めているほかに、スポーツ環境の基盤となる人材と場の充実に向けて指導者やボランティアの育成・確保、総合型地域スポーツクラブの質的

充実、スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保を推進しております。

さらに、平成30年9月に策定した「スポーツ実施率向上のための行動計画」においては、ビジネスパーソンや高齢者などの対象に特化した取り組みを推進しています。

また、平成31年4月に策定された「障害者活躍推進プラン」では、障害者のスポーツへの参画 の促進に取り組んでおります。

さらに、閣議決定された令和元年12月の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、 スポーツ・健康まちづくりという項目を新設し、スポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防 に向けた取り組みやスポーツのしやすい公共空間づくりを推進しております。

②の東京都の動向になります。こちらは平成30年3月に策定した「東京都スポーツ推進総合計画」でスポーツを通じた健康長寿の達成、共生社会の実現、地域・経済の活性化を施策の柱として位置づけ、スポーツ振興施策を推進しております。

さらに、都民のスポーツへの関心・行動の段階により施策が異なるとして、関心喚起策、実行促 進策、継続支援策の三つの視点による施策を展開しております。

続きまして、区の取り組みになります。区の状況なのですけれども、平成30年3月に改定した「港区スポーツ推進計画」で成人の週1回以上のスポーツ実施率65%以上を数値目標として掲げて、取り組みを進めてまいりました。東京2020大会の気運醸成事業としてスポーツ教室、パブリック・ビューイング、スポーツボランティア育成事業を重点的に実施しているほか、障害者スポーツの観戦・体験機会の創出、スポーツ施設のバリアフリー化、障害者スポーツ用品の充実を進めてまいりました。

また、平成30年12月にはMINATOシティハーフマラソンが区として初めて開催されました。昨年の9月には区内で3番目の総合型スポーツ文化クラブ「スポーカル青山」が設立されました。また、ラグビーワールドカップ2019が昨年9月に実施され、パブリック・ビューイングや体験教室などの取り組みを実施いたしました。

アンケート調査の結果になります。まず、黒丸最初の1番なのですが、週に1回1日以上スポーツを行っている人の割合のスポーツ実施率ですが、60.4%でした。現行計画で掲げた数値目標65%を下回った結果となりました。また、特にスポーツ実施率の低い層が、20歳から40歳代の働き盛り世代及び子育て世代であることが分かりました。

また、継続的にスポーツを実施している人は、区立スポーツ施設における利用しやすさの向上を 求めていることが分かりました。

さらに、過去1年間にスポーツを会場で直接観戦した人の割合は27.2%となっており、東京都の41.1%と比べて低い結果となっております。

過去1年間に運動やスポーツのボランティア活動をしたことがある人の割合は12.4%となっており、東京都の14.6%と比べて低い結果です。

障害者スポーツに関心がある人の割合は36.7%、東京都の59.2%と比べて低いことが分かりました。

次に、スポーツを取り巻く区の課題です。下の段になります。まず1点目は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響など目まぐるしく変化する社会情勢の動向をとらえた視点が必要になります。

次に、国や東京都の動向を踏まえスポーツ活動を支える担い手づくり、スポーツに親しむ場づくり、障害者スポーツの推進、スポーツを生かしたまちづくりという視点が必要になります。

さらに、スポーツをする人を増やす施策の検討に当たっては、ビジネスパーソンや高齢者などと 対象を絞り込むこと、スポーツへの関心・行動の役割を考慮して進めることが必要になります。

また、アンケート調査の結果を踏まえ、区民の「する」「みる」「ささえる」スポーツ活動がより拡大される施策、スポーツへの関心・行動の段階に応じたニーズに対応する施策、障害者スポーツの推進に関する施策の充実が必要になります。

最後に、区の現行計画に掲げるスポーツ実施率の数値目標を達成していないことから、スポーツの観戦・体験機会の創出、スポーツ活動を支えるボランティアの育成、障害者スポーツ環境の充実と普及啓発について継続的に推進していく必要があります。

これらの課題を踏まえまして次期スポーツ推進計画の施策の方向性を定めました。資料の一番右の欄、港区スポーツ推進計画の施策の方向性を御覧ください。現行計画でも将来像として掲げている目指すべき姿、「みんなではぐくむ スポーツ文化都市 みなと」を次期計画でも掲げることとし、社会情勢の変化や国及び東京都の動向、これまでの区の施策や取り組みの成果、アンケート調査の結果を踏まえ、7点の方向性のもと令和3年度以降の計画を策定してまいります。

まず一つ目ですが、誰もが気軽にスポーツを楽しみ、継続的な活動へ促す取り組みの推進です。 これまでも子どもから高齢者までライフステージに応じてスポーツを楽しむことができるよう多様 なスポーツ施策を展開してまいりましたが、さらに働き盛り世代や子育て世代など対象を絞った取 り組みを推進するほか、スポーツに対する関心や行動の段階別の取り組みを展開していくことを考 えております。

二つ目は、スポーツ活動を支援する担い手の育成とスポーツを楽しめる場づくりの推進です。スポーツ活動を支える担い手となるボランティアの育成、活動の場の確保に取り組んでまいります。 さらに地域で活動している総合型地域スポーツ・文化クラブの設立、運営の支援のほか、社会体育団体等の地域スポーツ組織の活動を支援していくものとなっております。

三つ目、スポーツ施設の利用促進とスポーツ活動の場の確保。スポーツ施設の計画的な整備を図っていくことといたします。また、区立小中学校施設の開放を継続して行うほか、既存施設や大学等との連携により、スポーツ活動の場の拡大に取り組んでまいります。

四つ目は、障害者がスポーツに親しめる環境づくりと障害者スポーツの理解促進の推進です。障害者が気軽にスポーツを楽しめるような環境づくりに取り組むほか、障害のある人もない人も参加できるスポーツを通じた交流に取り組みます。さらに障害者スポーツ関連団体と連携し、障害者スポーツの体験教室など普及啓発事業を行ってまいります。

五つ目は、港区の特性や資源を生かしたスポーツ活動の推進です。区内に数多くある企業と連携

し、区民がスポーツに親しめるような取り組みを推進するほか、港区ならではの歴史的名所や観光 資源を生かしたスポーツ事業を実施いたします。さらにMINATOシティハーフマラソンなどの 大規模なスポーツイベントを開催することで、区民の「する」「みる」「ささえる」スポーツ活動 の拡大を図るとともにスポーツツーリズムの推進に向けて取り組みます。

また、東京2020大会のレガシーとして競技団体や区内企業とのつながりを生かした取り組みを推進してまいりたいと考えております。

六つ目の区民一人ひとりの健康づくりにつながるスポーツ活動の推進は、新たに設定した方針になります。身体的・精神的な健康を維持するためには、体を動かしたりスポーツを行うことが必要であることから、健康づくりのための身体活動を促す取り組みを実施するほか、スポーツ活動と健康の維持増進を連動させて取り組める仕組みの構築を目指してまいりたいと考えております。

最後に、七つ目の先端技術で創り出す新たなスポーツの楽しみ方の実現も新たに設定した方針です。新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、場所を選ばずにスポーツを楽しむことができるようオンライン配信によりスポーツコンテンツの充実を目指します。また、新たなスポーツの楽しみ方を創出するため、区内企業や大学等と連携した取り組みを検討いたします。合わせてスポーツに関する情報発信も強化してまいりたいと考えております。

以上、スポーツ推進計画策定方針についての説明となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見をお願いいたします。

○山内委員 私からは2点。一つ目は言葉の使い方のことです。今回の文章には、IoT、AI、ビッグデータ、VR、AR等々出てきて現時点では推進計画の策定方針ですのでこれで結構だと思いますけれども、実際に区民に対してきちんと示すことになる推進計画のときには、それは本文中でもできるだけ分かりやすい日本語にして説明するということが必要だと思います。これから推進計画の流れの中でどういうふうにこの言葉を日本語で表現したらよいかということを常に頭にとどめながらお考えいただければと思います。

それから、二つ目は今回の背景について、3の港区スポーツ推進計画の施策の方向性において、いいなと思ったのが、1の(2)で働き盛り世代や子育て世代といった対象に特化した取り組みの推進ということが書かれているということと、6が区民一人ひとりの健康づくりにつながるスポーツ活動の推進、これが書かれているのは非常にいいことだと思います。期待していたことだと思います。

そこで、せっかくこれをお加えになったので、さらに考えていただければというのが、特にこれからの高齢者に向けての高齢化社会の中でのスポーツの意味をいくつか考えるという点と、特に他のニーズが、これは需要が多くて、しかも部局との連携が重要になるようなスポーツというのを、もうちょっと積極的に書き込んでおかれるといいと思います。

つまり、高齢者の場合にスポーツを通じた身体活動とか、あるいはスポーツを通じた社会的な活動への参加というのが、ある意味で身体機能と心理的な機能と両面の維持、あるいはその機能の低

下を遅らせるということにつながって、最終的に言えば介護予防までという意味で大きな意味がある。ですから、そういう介護予防という視点からも、この6に1項目お加えになってはいかがかということと、それから1の(2)のところの子育て世代というところに加えて、さらに言葉がどういう表現がいいか今浮かんでいませんが、要は高齢者層に対する取り組みを書き加えておかれると、もっとこんな意味が生きてくるのではないかというふうに思います。

○生涯学習スポーツ振興課長 最初の言葉なのですけれども、注釈をつけないと確かにもう説明ができないような用語が大変多くなっておりますので、どなたが御覧になっても分かるような形で丁寧な説明文章を加えるようにしたいと思っております。

あと今回、世代別に特化した取り組みを進めていくということで、高齢者の方についても説明については、高齢者も大事なスポーツをやっていただきたい年齢層になっておりますので、そういったこともつけ加えたいと思います。健康づくりについても今、赤坂御用地の上にあるヘルシーナというのがそういった健康増進、港保健所の健康推進課が所管なのですけれども、そういうところとも連携しながら、こちらはスポーツの分野なのですけれども、健康づくりと非常に密接に関連があるので、そういったほかの部署との連携を進めながら効果的なスポーツ施策を取り組んでまいりたいと思います。

合わせて、先程のスポーツを通じて色々な形でスポーツの意義というのがあったので、確かに地域コミュニティという点でもスポーカルなども色々な世代の方たちが集まってできるものなので、スポーツを通して色々な方たちとのコミュニケーション、色々な世代とのコミュニケーションが図れるような取り組みを進めていきたいと思います。

○**薩田委員** 私も山内委員と一緒なのですが、8ページの参考資料はとてもありがたく思いました。 あと、レガシーというのももう今は当たり前みたいなのですけれども、毎回レガシーみたいな。あ と、スポーツツーリズムも何となく分かるような気がしているのですけれども、実際に説明ができ るかというとなかなかできないものがたくさんあって、今回のはとても勉強になりました。

また、もう1点も同じくなのですが、この働き盛り世代や子育て世代に特化した取り組みというので、私も出産後、赤ちゃんとお母さんというくくりはとても参加のものがあるのですが、子どもが小学校ぐらいに上がった途端に親子がなくなってしまって子どもだけのスポーツとか、子どもだけ体験してみようがとても多くて、自分も参加できないのがとても寂しく残念だった経験がとてもあります。

かといって各地域のいきいきプラザは年齢制限があって、概ね60歳以上だったり、もう少し下の年齢になっても50歳前後、概ね50歳前後というくくりになって、そうじゃないと参加ができない。有余があればいいですというお話を頂くのですが、なかなか40代くらいのお母さん、お父さんが参加できるものが少ないなと非常に残念に思っていました。なので、そこに特化した取り組みというのは、これからどんなものがあるのか楽しみです。

あとボランティアというのもこれからどんどん、今オリンピック・パラリンピックに向けてどん どん浸透していっているところなので、ぜひボランティアの知識というか、そういう体験ができる ところが増えるといいなと思いました。なので、そこの取り組みをぜひこれからもよろしくお願い いたします。

以上です。

○生涯学習スポーツ振興課長 先程のレガシーとかスポーツツーリズムという横文字がどうしても 多用化されてしまう傾向にあるので、それが何なのかということも丁寧にしていきたいと思います。 スポーツツーリズムというのが観光とつながるのですけれども、こういった大きな大会を行うと 色々なところから色々な方がいらっしゃる。各地からいらっしゃるということで、それを観光とつ なげていくということもあるので、観光の部署ともこの点については連携を図っていく予定でいます。

それと、アンケート等でニーズというのを踏まえながらの事業というのを考えるのですが、どうしても先程おっしゃったような年齢的な区切りであるとか、こぼれ落ちてしまう世代であるとか、こちらがまだなかなかすくい切れていないニーズというのもあるので、そこも今回の調査結果などを踏まえながら、あと実情を踏まえながらきめ細やかに対応していきたいと思います。

あとボランティアにつきましても、今ボランティアの方、新規の方の育成というのも進めているのですが、一方でボランティアリーダーという存在も必要ですし、ボランティアの方が活躍する場というのもこちらも開拓していかなければいけないので、そういった中で色々な大会が催されても、そのたびごとにボランティア募集というのではなく、すぐそういうボランティアの方が動けるような環境づくりを進めていきたいと考えています。

- ○教育長 ほかにいかがでしょうか。
- ○田谷委員 今後の方向性というところの1の(1)ライフステージに応じた多様なスポーツ施策 の展開とあるのですけれども、この辺は具体的にどういうこと。
- ○生涯学習スポーツ振興課長 こちらなのですが、年齢とか体力とか、その方のスキルといいますか、スポーツについてどれほど熟知しているかとか、あと障害の有無であるとか、色々な生活様式を持っている。あと、身体状況だとかという。区民の方たちが身近な場所で気軽にスポーツができるという機会を提供していきたいと考えています。今やっているような地域スポーツ教室であったり、タグラグビー教室であったり、あとは、いきいきプラザで高齢者の方を対象にやっている各種教室とか、そういったものの実施などをさらに活用しながらという考えでいます。
- ○田谷委員 分かりました。ありがとうございます。それで、このライフステージに応じた云々というところは、ぜひとも今後も非常に僕としては強く推進していただきたい。それが推進、していただいているとは思うのですけれども、し切れていないというところがこのアンケートの結果になっていると思うのです。このライフステージ、特に港区民のライフステージに合っていないので、あるいはまだ不足している点があるので、例えば週1回のスポーツ率が全国平均65%より低いとかということは結局、私の推測ですけれども、利用したいけれども近くに該当するような設備がないとか、そういうことになりますよね。

それから、スポーツのボランティアなんかの件に関しても、やはりちょっとそういったところが、

参加率が低いというところもあると思いますし、それから障害者スポーツに関しても。ですから、そのライフステージ、それはアンケートの結果に如実にあらわれてくると思うので、これがもうちょっと区民に寄り添うような体制を少しずつでも広げていただければ、こういう確率は僕は上がってくるものだと思っているのです。

個人的な話になりますけれども、割と白金地区は施設が少ない。白金の丘学園がありますけれども、フル開放はあそこはしていないですし、直近スポーツセンターに行けばいいのだと、田町まで行けばいいのだよという話になりますけれども、例えば御成門地区であれば御成門学区を開放しているとか、私どもの直近では本村小学校がフル稼働しているというのもあるようですけれども、その辺の各10地区という言い方をするとあれですけれども、例えばその10地区単位でどうだったのという調査なんかもしていただければいいのではないかと思います。よろしくお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 スポーツ実施率というのが、やはりその方それぞれのライフスタイルに大きく影響するものだということは、確かにアンケート調査で分かっておりまして、その辺のさらに細かいクロス集計などを行って、港区としての課題であるというのを掘り下げていきたいと思います。

あと、スポーツをする場というのもなるべく、芝浦港南地区の方に大きいスポーツセンターとい うのもありますけれども、そのほかの小学校・中学校の体育館、校庭、あとプール開放、屋外運動 場なども引き続き活用していただくようにこちらも頑張っていきたいと思います。

○山内委員 今のお2人の指摘を聞きながらもう一言加えておきたいと思ったのが、やはりここの 2の対象に特化した取り組みの推進というのが非常に重要なことで、でもこれはもう一つ言うと、 特化できる対象をどう見つけ続けるかということが非常に重要になってくる。ですから、ぜひそこを合わせて、今回大事にされるといいかと思います。例えば健康づくり、あるいは公衆衛生の世界では、今まではオペレーションアプローチといって人口全体とか、あるライフステージ全体に対してどうアプローチをしていくか、取り組みをしていくかということが重視されていましたけれども、 今は極力そういうものから今度はパーソンオリエンテッドアプローチ、つまり、個人の特性に応じた取り組みをどう働きかけていくかということが大事だというふうになってきている訳です。

つまりライフステージだけでもなくて、ライフステージとか、その人のライフスタイルとか、スポーツへの志向とか健康意識とか、あるいは家族の形態とか障害の有無とか地域の特性とか、そういうものの組み合わせの中で色々な層が出てくる訳です。やはりそういうのに応じて適切な働きかけをしていく。そのためにはそれに応じたメッセージの出し方も工夫する必要がある訳ですけれども、そういうふうにうまく色々なターゲットをあぶり出しながら取り組んでいくということが大切だと思います。そういう意味で対象に特化した取り組みということは、その前の段階としてそういう対象を常にあぶり出すということになります。それができると非常にきめ細やかなサービスができると思いますので、ぜひともやっていただければと思います。

○生涯学習スポーツ振興課長 確かにビジネスパーソンがスポーツ実施率が低いというのも分かったというところでもありますし、高齢者なんかは健康とか体力の保持のために体を動かしたいとい

うこともありますし、あとは障害の方はもともとスポーツの実施率が低くて、8割超が無関心層であるという東京都の計画の中にもあるので、そういった無関心層をどうやって関心を向けられるかとか、そういうことも含めて今回のアンケート結果を生かしていきたいと考えております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第77号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇教育長 ご異議がないようですので、議案第77号については原案どおり可決することに決定いたしました。

5 港区立図書館サービス推進計画策定方針について

〇教育長 次に議案第78号「港区立図書館サービス推進計画策定方針について」説明をお願いします。

○**図書文化財課長** 「港区立図書館サービス推進計画策定方針について」ご説明いたします。本日付議案資料ナンバー5を御覧いただけますでしょうか。1ページでございます。「港区立図書館サービス推進計画策定方針(案)」です。

港区立図書館サービス推進計画とは、「港区教育ビジョン」の生涯を通じた学び、地域社会で支え合う学びの実現に寄与する区立図書館の将来像を示すものでございます。

項番の1です。図書館サービスを取り巻く現状です。社会情勢の変化です。三つの視点を挙げております。まず、①人生100年時代の到来です。図書館をはじめとする文化教育施設には、環境の充実が一層期待されているところでございます。

次に、②SDGs、持続可能な開発目標でございます。持続可能な社会への移行に向けて、図書館は地域課題・社会課題への関心喚起、学びの場、情報の記録・発信の場としての役割が一層期待されております。

最後に、③新型コロナウイルス感染症の影響でございます。図書館が安全に資料等を提供するサービスを実践していくことが必要でございます。

2ページに参ります。 (2) 国及び東京都の状況でございます。令和元年6月、いわゆる「読書バリアフリー法」が施行されました。障害の有無にかかわらず、あらゆる人が本や情報にアクセスすることを保障しております。

平成30年4月には、「子どもの読書活動に関する基本的な計画」(第四次)が策定されました。 令和2年度から段階的に施行される新学習指導要領では、学校図書館の重要性とともに地域図書館 の活用の重要性についても触れられております。

(3) 港区の状況でございます。①区の取り組みです。生涯を通じて豊かな学びを支える図書館の 実現に向けて取り組んでおります。区立図書館の所蔵資料数は、現在約124万点となっておりま す。また、学校図書館の充実を図るため、学校司書を配置いたしました。調べ学習の支援として講 座を開催し、その成果として令和元年度は、第1回港区図書館を使った調べる学習コンクールを開催いたしました。令和4年度には、新三田図書館が開館いたしまして、子どもエリア、ビジネス支援コーナーを設置する予定でございます。

②アンケート調査の実施でございます。 3ページ目を御覧いただけますでしょうか。令和元年10月から11月にかけまして図書館に関する調査、子ども読書に関する調査の二つの調査を実施いたしました。アンケート調査結果の概要は記載のとおりでございますが、一つ目の丸にありますが、過去1年間に区立図書館を利用したことがある人は半数程度であるということ。三つ目にありますが、電子書籍へのニーズが高いこと。それから、六つ目にありますが、就学前に読み聞かせを行っていた家庭では、小学校高学年以降も本を読むことが好きと回答する子どもが多いこと等が読み取れております。

4ページ目を御覧いただけますでしょうか。項番の2、図書館サービスを取り巻く区の課題でございます。四つの点を挙げております。図書館に居場所としてのサービスが求められていること。 それから、情報化の進展によりましてメディアリテラシーを育むことが必要であること。メディアリテラシーは、情報の真偽を見極めまして取捨選択して活用する力のことを意味しております。

視覚障害者等の読書に困難さのある人たちも含め、あらゆる人に対して情報バリアフリーを進める必要があるということ。それから、施設面も含めまして安心して利用できる図書館サービスを提供する必要があることでございます。

項番3、次期港区立図書館サービス推進計画策定の方向性です。「生涯を通じて豊かな学びを支える図書館」を将来像として踏襲いたします。港区子ども読書活動推進計画と港区立図書館サービス推進計画を統合いたしまして施策の充実を図ってまいります。その上で以下4点の方向性のもと、策定方針を定めます。

- 1、図書館の利用方法やニーズ、読書・情報収集の方法の変化をとらえたサービスを積極的に提供します。 (1) にございますが、電子書籍、インターネットなど図書館資料の提供方法の多様化を進めてまいります。
 - (2) では郷土・行政資料や外国語資料の収集など蔵書を充実してまいります。
- (3)にありますが、図書館を居場所としてのサービスの提供を図るということでございます。 それから、5ページでございますが、(4)で新型コロナウイルス感染症対策も含めまして、図 書館に来館しなくても提供できるサービスを実施してまいります。
 - (5) で来館時も安心して図書館を利用できるよう対策を行ってまいります。

項番の2で、子どもから成人に至るステップに応じた読書・情報収集ができるよう資料・環境・サービスの充実に取り組みます。 (1) にございますが、読書活動のきっかけは、乳幼児期における家庭の取り組みでございますので、あらゆる家庭で子どもが読書活動をできるよう支援のあり方を考え取り組んでまいります。

(2)メディアリテラシーを育むこと、また図書館資料を活用した事業を実施してまいります。 それから、(3)図書館の職場体験や、あとはお互いに本を紹介し合ったり、話し合いや批評し たりする活動のさらなる充実を進めてまいります。

項番の3です。あらゆる人々が読書を楽しみ、情報にアクセスできるように取り組みます。(1) 情報バリアフリーを進めるため電子書籍サービスを導入いたします。

- (2) デジタルアーカイブ等の資料の電子化を進めてまいります。
- (3) 図書館利用の障壁を下げる取り組みを進めてまいります。

項番の4です。学校、地域の団体や社会教育施設等との連携を深め、図書館資料の提供など生涯を通して豊かな学びを支援する事業に取り組みます。(1)です。学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を充実させるための支援を行います。

- (2) 生涯学習活動を活性化してまいります。
- (3) ボランティアを育成しまして活動の支援を行ってまいります。

6ページ目でございます。項番の4、その他でございますが、検討体制です。「港区立図書館サービス推進計画検討委員会」「港区立図書館サービス推進計画検討会議」を設置いたしまして検討してまいります。

- (2) 策定スケジュールでございますが、本年10月に素案を決定いたしまして、11月から1 2月にかけまして区民意見募集、令和3年3月計画決定の予定でございます。
- (3) 区民周知の方法でございますが、ホームページ、広報みなとを活用いたしまして掲載をしてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

中身に入る前に、ほかの計画は一番主になる方向性のところに、今までと違うところは、新たに 入れたところは下線が引いてあるのだけれども、引いてない。

- ○図書文化財課長 違う箇所につきまして下線を引くように、そこは申し訳ありません、確かに。
- ○**教育長** 特に力を入れたところはどこですか、新たに。色々な社会情勢の変化というのは、今の 現状、あるいは課題となると。
- ○**図書文化財課長** 4ページ目のまず項番の1です。 (1) にございますが、電子書籍、またインターネットなど図書館資料の提供方法の多様化を進めるということを、この今、I T化という流れの中では一番大きなところだと考えています。
- また、(2)にありますけれども、郷土・行政資料につきまして引き続き、従前もやっておりましたけれども、外国語資料の充実というのはここでも新たに記載しまして打ち出しております。
- (3) は居場所としてのサービス。最近図書館を居場所としてということが言われるようになってきておりますので、ここも打ち出してきたというところが新しいところです。

新型コロナウイルス感染症の関係は、5ページ目の(4)(5)の方で法整備をしているところでございます。

- ○教育長 2、3、4は。
- ○図書文化財課長 2、3、4の中では、2の中ではメディアリテラシーを育むということを(2)

で出しています。それから、(1)の方では乳幼児期における家庭の取り組みということを挙げておりますが、これはアンケートの結果からも読み取れたことでございますので、家庭での取り組みがその後の読書活動に影響を及ぼしているということを、ここで方針として打ち出しているところでございます。

3につきましては、情報バリアフリーを進めるということで、それは読書バリアフリー法が昨年 6月に施行されておりますので、ここでもこのことを方針として明記をいたしまして、電子書籍サービスのことも合わせて記載をいたしました。

それから、4の方では学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」と、これは新しい区の機能でございます。ここも明確に打ち出しまして方針に記載をしたというものでございます。

下線がなくて申し訳ございませんでした。

- ○教育長 ご質問、ご意見をお願いいたします。
- ○山内委員 今回、前回の方向性と比べると方向性の項目の立て方も大きく変わっている。その中で前回と一番違うのは、この2で子どもから成人に至るというところが一つ大きな項目になっているということです。私はある意味で家庭との連携とか学校との連携というのを考えると、この年代の図書館サービスのことを一つ大きな柱としてお出しになったというのは、すごく意味があることというふうに思いながら聞いていました。

それから、一方で前回のと読み比べたときに、その方向性を読み比べたときに、例えば郷土歴史館との連携のところとか逆に抜け落ちているのです。前回のを見ると、これから開館する新郷土歴史館、区立図書館と連携して港区の郷土資料を学ぶ機会をつくります。特に子どもたちにまちに愛着を持ち、ふるさとと感じられるよう、地域と歴史を知るための取組みを進めますと書いてある。今回は、4の(2)の社会教育施設の活動等の中に入っていると思うのですけれども、郷土歴史館とか科学館はこれからそれを実際に生かしていくというような段階ですから、できれば4の中にもう1項目加えて、郷土歴史館や科学館と連携してと、それをはっきりとお書きになった方がよいのではというふうに私は思います。

- ○**図書文化財課長** ご指摘ありがとうございます。ただいまご指摘のとおり郷土歴史館と科学館に つきましては、この社会教育施設等の中ではなく一つ明確に分かるように増やしまして整備をした いと思います。ありがとうございます。
- ○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第78号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇教育長 ご異議がないようですので、議案第78号については原案どおり可決することに決定いたしました。

6 港区学校教育推進計画策定方針について

〇教育長 次に議案第79号「港区学校教育推進計画策定方針について」説明をお願いします。

○教育人事企画課長 では、資料ナンバー6に従いまして説明をさせていただきます。まず、全ての計画は同じ項立てになっておりますが、1番、学校教育を取り巻く現状についてお話をまずさせていただきます。 (1) 社会情勢の変化です。①持続可能な社会への移行。SDGs、17のゴールが示されておりますが、教育に関しましては目標の4「質の高い教育をみんなに」という項目がございます。ここでは全ての子どもへの学習環境の提供、持続可能な開発を促進するための必要な知識及び技能の習得などが掲げられております。

②のSociety5.0の実現に向けた取り組みの進展。こちらではもう既に小学校、港区内の小学校はペッパー君等ロボットも入っておりますけれども、ますますこのSociety5.0 実現に向かっていくという、そこの予測に基づいてということになります。

③新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響についてです。今回もオンラインを進めておりますが、オンライン教育がこれからますます必要になってくる。新しい生活様式に基づいて学校教育も展開されていく。そのように予想をしております。

④増加傾向が続く区の人口動向。今後、総人口が30万人を超える見込みでありますので、港区においては子どもの人口も増加しているということで、ますます施設、教育の質ともに適切に施策を展開していく必要があると認識しております。

続きまして、(2) 国及び東京都の状況についてでございます。まず学校教育で一番大きな学習指導要領、幼稚園で言いますと教育要領でございますが、幼稚園が平成30年度、小学校につきましてはこの4月、令和2年度、中学校は来年度の令和3年度から全面実施ということになってございます。その中で今回言われているのが「主体的・対話的で深い学び」を目指して取り組んでいく。ただ、現在コロナの状況がございますので、なかなかそこについては手探りの状況で各校取り組んでいるという状況がございます。

少し戻りますが、平成29年12月には働き方改革に関する緊急対策が文科省の方から示されました。また、30年6月、国では第3期の教育振興基本計画を策定したということでございます。 続いて同じ6月でございますが「STEAM教育」、Science、Technology、Engineering、Art、Mathematicsということで課題解決していくための教育の必要性が示されたところでございます。

先程触れたSociety5. 0に向けましても今回「GIGAスクール構想」、国の構想に基づきタブレット端末1人1台の施策を進めているところでございます。

そして先程、幼児教育振興アクションプログラムのところでもございましたが、知・徳・体のうち「徳」を特にというところで、「東京都教育ビジョン(第4次)」においても「徳」の協調性、内容を充実させることが示されております。本区ではもちろん教育ビジョンに基づいてなのですが、幼小中一貫教育を進めておりますので、発達段階に応じて「徳」を積み重ねていくというところで取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

続きまして、(3)港区の状況です。特別支援教育、港区だけではありませんが、特に目立って きているところもございますので力を入れていくということ。それから、先程触れました教職員の 働き方改革につきましても取り入れてまいります。

また、令和2年度、今年度4月、「みなと科学館」を開設しました。そして現在、オープンしま したので、ここを拠点として理数教育に特に力を入れてまいりたいと考えております。

また、先程触れました「GIGAスクール構想」におきましても1人1台、この秋からタブレット端末配備を進めてまいります。

②アンケート調査の実施についてでございます。 2月にもうその結果については示させていただきましたが、まず保護者向けの調査につきましては、全部で6歳から11歳の保護者1,500人、回収率の方が42.9%でした。それから、12歳から14歳1,000人の保護者は回収率が40.5%。ややちょっと下がる感じでございました。

イ) の児童・生徒向け調査ですが、まず5年生1,400人のうち回収率が88.7%、中学2年生の600人に対して90.4%という回収率でございました。

これらのアンケート調査結果を踏まえまして次の項番、大きな2番、学校教育を取り巻く課題について説明をさせていただきます。真ん中あたりから記載になりますが、現行計画におきましては、「目指す子ども像」「目指す学校像」等の実現に向け、実践的な取り組みを推進してきたところでございますが、次期計画におきましてはこれらをさらに継続、拡充してまいります。

先程も触れましたが、理科教育の推進。港区、学力ではもちろん平均は超えておるのですが、理 科がずっと課題になっておりますので、「みなと科学館」の開設に合わせてより理科教育に力を入 れてまいりたいと考えております。

そうしたアンケート調査の結果、ICTの活用、それから未知の状況に対応できる問題解決能力の育成、国際社会に対応できるコミュニケーション能力の育成、キャリア教育や体験活動の充実、受験対策・進路指導の充実、それらがアンケートから期待されていることが分かりました。

それらを受け、育てたい子ども像を明確にした上で港区らしい施策を行うことが望まれていると、 そのようにとらえております。

以上の課題を踏まえて、次の学校教育推進計画策定の方向性を説明させていただきます。

では、項番3、施策の方向性についてでございます。教育ビジョンを受けまして、区がこれまで 取り組んできた施策や事業の成果、社会動向やアンケートから得られた新たな課題等を踏まえて以 下4点の方向性のもと、令和3年度以降の学校教育推進計画を策定してまいります。

そこに個別計画としてこれまで「働き方改革実施計画」、そしてもう一つ「港区学校情報化アクションプラン」の2計画につきましては、今年度一応終了ということですので、この学校教育推進計画に統合して、さらに施策を精査した上で、一体化した上で取り組みを進めていく、そのように考えております。

では、まず柱の1です。自らが国づくり、社会づくりの主体となれるようその基盤となる、「徳」 「知」「体」を育み、一人ひとりの個性を伸ばす教育を推進します。

- (1)豊かな心の育成に取り組んでまいります。具体的には人権教育、道徳教育等を推進してまいります。
- (2) これまで学校図書館の役割は読書でございましたが、これからは「学習センター」「情報センター」としての機能、そちらの充実も図りながら進めてまいります。
 - (3) 意欲的に学ぶ姿勢を育んでまいります。
 - (4) プログラミング教育の推進。
- (5) 一人ひとり基本的な生活習慣の確立、そして健康な体づくり。発達段階に応じて体力・運動能力を身につける教育に取り組んでまいります。
- (6) は先程述べました特別支援教育に当たります。個に応じた教育を充実させ、ともに学ぶインクルーシブ教育の理念に沿った環境整備を進めてまいります。

続いて柱の2、未来への先行投資を実行し、「知」の世紀をリードする創造性や未来を切り拓き、 生き抜く力を育成します。

- (1) ICTの活用を進め、学力向上にも取り組んでまいります。
- (2) 「GIGAスクール構想」、1人1台のオンライン端末を配備することでオンライン授業等を充実させてまいります。
- (3) 歴史や文化、理科・科学、防災、環境など、あらゆる体験学習。特に「みなと科学館」を 活用した理数教育や「STEAM教育」に取り組んでまいります。
- (4) 教育センターに特別支援、相談機能が一体化されましたので、ここを充実させてより課題 の解決を図ってまいります。
- (5) 先程も述べましたが幼小中一貫教育、こちらをアカデミー単位でさらに充実させてまいります。
- (6) SDG s、これらの目標を意識して日頃から取り組めるような知識を身につける教育を推進してまいります。

柱の3、家庭や地域との連携を深めるとともに、港区の特性を生かした特色ある教育を推進し、 世界に貢献できる人材を育成します。

- (1)学校教育の理解を深めてもらうために保護者、地域に向けて積極的な情報発信を行います。
- (2) 学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールと言われるものですが、こちらを充実させ、より地域と一体化した環境づくりに取り組んでまいります。
- (3)港区ならではの企業、大学、NPO等、あるいは大使館等も含め、豊富な人材や社会資源 を活用して多様な学びの機会を創出してまいります。
- (4) 英語によるコミュニケーション能力の向上、国際理解教育を推進してまいります。 柱の最後4番になります。教員の働き方改革とともに学校の教育力の向上を図り、子どもたちが 安全・安心に生き生きと学び、健やかに成長していくことのできる教育環境を整備します。
- (1) もう既に導入されておりますが、校務支援システムや今後期待される自動採点システムや ICTの活用を進め、教職員の働き方改革に取り組みます。人の面ではスクール・サポート・スタ

ッフ等も活用しながら、教員が子どもと向き合う時間を確保してまいります。

- (2) 「チームとしての学校」の体制整備に努めてまいります。
- (3) 幼児・児童・生徒が増加してまいりますので、ますますこの新型コロナウイルス等感染症対策も必要になってくるかと思います。それらの安全も含め、施設、通学路、いじめ防止等、あるいは食物アレルギーとさまざまな安全について第一に考え、子どもを事件・事故から守る、そのような取り組みを進めてまいります。
- (4) 同じく今の防災、防犯、交通安全、感染症対策、それらを自分、自ら安心・安全を守ることができる、そういった教育を進めてまいります。
- (5)最後になりますが、夢と希望を持って成長していけるよう、「学習支援」「相談の充実」「家庭教育の支援」「経済的支援」、この4本柱による学びの未来応援施策、これまでも取り組んできたものを引き続き推進してまいります。

4番につきましては、ほかの5計画と同じでございますので割愛させていただきます。 以上となります。よろしくお願いいたします。

- ○教育長 説明が終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。
- ○山内委員 2点質問です。一つは今回概要版とそれからこの本文と読み比べて、概要版だけ見ると、例えばICTとかプログラミングとかGIGAスクールと比較的新しいというか、今しなければいけない取り組みが記載されていると思います。ただ、例えばICTの活用は何のためのことなのかとか、ICTをよりそれを実際に意味のあるものにするためには何が大切なのかということを考えると、もう少し根底のところが盛り込まれている必要があると思いながら概要版の方を読みました。

一方で本文の方を見ると、例えば施策の方向性の1の(3)のところなのですけれども、概要版だけ見ると実はあまりそこら辺が分からないのです。でも、本文の方の1の(3)を見ると、基礎的な学力と論理的思考力、判断力、表現力の育成に取り組みますとあるのです。ここを丁寧に取り組むということがやはり何よりも大切であり、それがあってこそICTの活用も生きてくる。ICTが何のためなのかということが注視されています。ですから本文にはそれが書かれていて、概要版の方は抜け落ちていますけれども、私はこの部分というのは概要版のところもきちんと明示されておいた方がよいのではないかというふうに思いました。

それから、生活習慣のことで言えば、1の(5)も同じように具体的なことは概要版があるのですけれども、その根底の部分は本文の方に書かれている。本文の方には子どもたち一人ひとりの基本的な生活習慣の確立と健康な体づくりの支援が書かれています。このような大事な言葉、意義のある言葉はきちんと概要にもお書きになっておいた方がいいと思います。

それから、もう1点は、二つ目は下の背景とか策定方針とつなぎ合わせて見ていると分かるのですけれども、幼稚園。幼児教育振興アクションプログラムの方では家庭との連携というのが一つ強調されてあるのです。これはなぜかというと、保護者が子育てを振り返るきっかけをつくる。子育てについて学ぶ機会をつくる等とあります。やはり子どもの成長を考えると、学校教育と家庭教育

の連携というのは非常に二つが大切ですから、そう考えると幼稚園とか小学校、中学校が家庭教育 の向上のためにどう関われるか。

つまり、幼稚園とか小学校を通じて家庭も一緒に育つような、そういう空間にしていくということは私は大切だと思います。そういう観点で見ると学校教育の方は、3の(1)は単に取り組みや子どもの様子を情報発信しますというだけで終わっている。さらりと4の(5)で家庭教育の支援と書かれていますけれども、せっかく幼児教育の方で家庭教育の取り組みと一つ柱にお出しになったので、それとのつながりで学校教育の方でも1項目加えられてもよいのではというふうに思いました。

○教育人事企画課長 ありがとうございます。まず、1点目のICTの活用につきましてですが、あくまでもICTはツールということで目標ではありませんので、いかにそれをうまく活用しながら教育を進めていくかということを大事にしてまいりたいと思います。そのためにはリテラシー、モラルといったその教育、扱うための教育も合わせて取り組んでいく必要があるととらえております。

ご指摘いただきましたように概要版の方がかなり短くしてしまったので、大事なキーワードをも う少し概要版の方にも盛り込むようにしてまいりたいと思います。

そして、2点目の家庭との連携でございますが、幼児教育振興アクションプログラムの方には詳しく書かれていた部分を小学校以降でなくなる訳ではないということでございますので、よりそこはつながりが分かるように表記、もう1項目起こせるようでしたらそのように取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

- ○教育長 ほかにいかがでしょうか。
- ○田谷委員 今、山内先生からもご指摘のあったその家庭との連携という件は、本当にもう私も過去の経験から重ね重ねよろしくお願いしたいと思います。

それともう一つ、この港区の特徴というところに「大使館など」というくだりがあります。港区は80いくつ大使館など、最も大使館の密集した場所だと思いますので、大使館の事情があるとは思うのですけれども、ぜひとも学生・生徒・児童には大使館を活用してもらいたいというか、色々勉強して、特に海外の情勢を知ること、大きなヒントになるのではないかと思います。その辺も大体どれぐらいの学校が活用されていて、将来的な話でいいのです。それをもっと促進していきたいというようなことを学校側に働きかけて。実はオリンピックでそういう醸成が一挙に盛り上がる予定だったのですけれども、ちょっと今後どうなるか分からないので、また元に戻ってその大使館と連携してやっていくというようなことをもうちょっと強調して盛り込んでもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○教育人事企画課長 ありがとうございます。確かに既にもうお台場がイギリスとオリンピックでつながっていたりですとか、もうそれ以前から例えば赤坂小もカナダ大使館とか、ホンブラもイランの大使館とか色々なところ、スウェーデンの大使館とか、赤羽もイタリアとかオーストラリアとか、既につながってはいますけれども、さらにこういうオリンピックの機会をとらえて今取り組ん

でいるところでありますので、よりつながりが密になるように。ここのつながりは密になるようにこの計画にも盛り込んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

- ○田谷委員 今ちょっとおっしゃっていただいたことに意味がある。それぞれ交流活動をされているところもあると思うのですけれども、特に私が実際に行ってみた中では笄小学校の国際フェスティバルをしている。あそこは非常にそういう大使館関係者が多いのかな、外国人率が高いというか。年1でそういったようなのを開催されているということで、実際海外の方たちが料理をつくってくれたり何かという形で一度お邪魔したことがあるのですけれども、必ずしも大使館という訳ではなくて児童の保護者、関係者なんかでそういうことをやるというようなことでも十分海外の雰囲気が味わえるのではないかと思います。その辺も重ねてお願いいたします。
- ○教育人事企画課長 広尾のところにJICAがあって、そういったフェスティバルですとか、あ と国内留学ということでテンプル大学等とも連携しておりますので、その辺もさらに推進していけ るように考えてまいります。ありがとうございます。
- ○田谷委員 そういうことをもうちょっと発信して我々にも教えてください。何か一度そういうような集大成のようなものをつくっていただいて、広く区民に発信していただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○教育長 ほかにいかがでしょうか。
- ○**薩田委員** 1ページ目の説明のところでちょっとお話があったので、この内容とは関係ないかも しれないのですが、ペッパーをお借りしていた小中学校では、まだペッパーを継続しているのでしょうか。もうない。お返ししてしまったのかなと。
- ○**教育人事企画課長** まだ校長室の方にペッパー君がおりまして、例えば校長が出張とか不在のと きに子どもが訪ねてきたときに対応してもらったりとか、そのようなことをしている学校もあるよ うに聞いております。
- ○薩田委員 返却されたところも、もうあるのですか。期間があったように思うのですが。
- ○教育人事企画課長 $1 \sim 2$ 台残して、それ以外は返したということでございます。
- ○薩田委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○教育長 ほかにいかがでしょうか。でも、使ってないよね。
- ○教育人事企画課長 留守番している感じで使っています。
- ○教育長 それでは私の方から。ちょっともう時間がないのでやってくださいという意味です。さっき山内先生からご指摘があった5ページの方向性について、1の(5)に体力づくりとか健康、運動、色々指摘されているじゃないですか。指摘するというか、こういうふうに取り組みますと言っている背景には、体力測定、23区で見ると非常に低い。特に中学生の女子はどんどん低くなって、23区の下から数えた方が早いぐらいのところがあるので、その辺が。確かに理数教育等は重要なのですけれども、そこも。あと社会も低いので、小学校は。だから、そこがちょっと何か入っていない、背景に。でも、体力云々と書いてくれているのでいいのですけれども、その背景あたり

を書いておかないと、と思います。理数だけじゃないということ。

それから、外国人の子どもに対する取り組みというのは、6ページの3の(4)に書いてあるのだけれども、国際学級や日本語指導といった側面ではなくて、外国人の子どもたちがどんどんこれから入ってきて、今月かな、文科省の方から外国人の子どもへの就学通知とか学籍簿の作成とか、そういうところまで指針が出てくるじゃないですか。それはもう考えている訳ですよね。

だから、そこを前提にした日本人と外国人をもう分けないでやってくださいということだと思うのです。その辺はやはり取り組みとして出てくるので、そこは書いておいてほしい。

それから、7ページ目の上から2行目、3行目の(3)なのですけれども、「幼児・児童・生徒数の増加などに的確に対応するため、教育環境を計画的に整備します」と、この2行だけなのです。逆に、コロナウイルスがここに入ってしまっているので、教育環境を計画的に整備しますというのが何か増という、人口増、子どもの児童数の増、生徒数の増に対応したものというものが薄まってしまっている。これはすごく港区においては重要な話だし、それこそ社会情勢の変化を最後に入れてくれているじゃないですか。ここはやっぱり学校の改修とかいうものはもっと分かるように、明確に一つ項目を起こすべきだと思うのですけれども、書いてきてもらえますか。

また一方において、少人数学級がいよいよ実現するような空気が出てきたじゃないですか。そうなると港区は一番大変な自治体になると思うので、ぜひそういったところも取り込んだ中で、入れ込んだのを示してください。回答はいいです。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第79号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇教育長 ご異議がないようですので、議案第79号については原案どおり可決することに決定いたしました。

もう12時を回ってしまったのですけれども、次の協議事項が協議にかけるというところがある ので、もうしばらくお願いしたいと思います。

日程第2 協議事項

- 1 港区奨学資金の見直しについて(案)
- **〇教育長** 次に日程第2、協議事項に入ります。「港区奨学資金の見直しについて(案)」の説明 をお願いします。
- ○教育長室長 それでは、協議資料ナンバー1に基づきまして、「港区奨学資金の見直しについて (案)」の説明をさせていただきます。席上にホッチキスどめのカラー刷りの資料、3ページのものもご用意させていただきましたので、後ほど御覧いただきたいと思います。

今回の見直しの内容を審議内容に記載してございますけれども、まず高等学校を対象にした奨学 資金について廃止をしたいと考えています。また、大学を対象とした奨学資金については、給付型 奨学金の創設、貸付対象者の在学生への拡大、新たな返還金一部免除制度の創設を行いたいという ふうに思っております。

それでは、資料ナンバー1-2を御覧ください。港区奨学資金について(案)、これ概要ですが、こちらの方では背景について説明をさせていただきます。左上のところに奨学資金見直しの背景ということで、まず(1)国、東京都の動向でございますが、国の方ではこちらの今回の高等学校の授業料の無償化、そして高等教育の無償化について経済政策、そして子どもの貧困対策、この両面の観点から取り組みを行っています。経済政策の観点では、少子高齢化に対応し持続的な経済成長を目指すため、平成29年に策定しました「新しい経済政策パッケージ」から、この高等学校の無償化と高等教育の無償化が盛り込まれました。

また、子どもの貧困対策関係では、令和元年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、現在から将来にわたって全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができる社会の構築を目指すということで、「子どもの貧困対策大綱」が新たに令和元年に決定され、その中でもこの無償化の流れが盛り込まれております。

一方、区の方につきましても、平成26年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が策定されたのを受け、以来全庁を上げて子どもの未来応援施策について取り組んできたところですけれども、 今年の3月に策定した「港区子ども・子育て支援事業計画」の中で、この子どもの未来応援施策について事業計画化されました。

この港区奨学資金につきましても、この子ども未来応援施策、四つ柱がございますけれども、その中の教育学習の支援の事業の一つとして位置づけられているところで、今回区としてもこの計画を事業化することで取り組みを強化してまいりますので、区としても国の動向も踏まえ今回見直しを行うことといたしました。

それでは、資料1の方にお戻りいただきまして、1、見直しについての(2)のところからご説明させていただきます。課題と対応策というところで、まず高等学校の関係です。先にお配りさせていただいているホッチキスどめの資料の3ページのところを御覧いただけますでしょうか。高等学校修学支援制度というところです。上段が昨年度までの支援策で、緑色の部分が国の修学支援金ということで授業料を無償化するための取り組みでした。青い部分がそれに上乗せする形で東京都が都内の私立高校の平均授業料までの分について、年収760万円未満の層をカバーしてまいりました。

それが令和2年4月1日から、国の方が全国の私立高校の平均授業料までについて、年収590万円未満については一律支援を行い、東京都はそれを受けて都内の私立系高校の平均授業料を5,000円アップするとともに、右側の760万円を超えて910万円未満の層、こちらの方まで都の方が支援対象を拡大しております。

今の資料の1ページ目の方を御覧いただきたいと思いますが、こちらは港区の奨学資金の貸付状況です。昨年度までの国と東京都の修学支援制度が始まって以来、左上の表の2-1のところを御覧いただきたいと思いますが、応募者数、貸付者数ともに減少傾向にあります。

また、右下の表2-4のところで、港区の奨学資金の応募対象者数については、ほとんど910 万円未満の方々の利用に限られているということで、今回の令和2年度からの国と東京都の支援で 授業料については、ほぼ全てカバーされてくる状況にございます。

資料1の、済みません、2面になりますが、今までの見ていただいたところに加えまして、授業料についてはこちらの東京都、国の対応で実質無償化されますけれども、入学資金については、まだ国、東京都の方では支援がなされていませんけれども、東京都の私学財団の方が私立学校の入学金制度について貸付金の事業を行っています。こちらも無利子です。また、その他の学費資金について、これは国公立も含めてですけれども、東京都が育英資金というものを行っており、いずれも無利子の貸付制度があります。貸付けの金額については、区の奨学資金と同額でもございまして、こちらの東京都の代替制度があることから、今までの状況を踏まえ高等学校を対象とする奨学資金については廃止をしたいと考えております。

次に、大学を対象とした奨学資金です。国ではこれまでの住民税非課税世帯に加えて、それに準ずる世帯の高等教育の無償化の制度を拡充しました。資料1-3の方を御覧いただきたいと思いますけれども、大学等の奨学資金見直し(案)のイメージの左側の図でございますが、水色の部分が国が行っている授業料等の減免でございます。これは令和2年度から年収モデル世帯で約270万円未満の層から380万円未満の層まで拡大をし、さらに給付型奨学金、これが日本学生支援機構が行っているものですけれども、この授業料の減免に加えて学費資金として給付型を行う。こちらの金額についても増額を行っています。270万円、300万円、380万円と支援については、それぞれ3分の1ずつ段階的な引き下げが行われております。

こちらにつきまして国の方は授業料、入学金についての免除、そして学費については日本学生支援機構の給付型奨学金、こちらの方で支給が行われることとなりました。

また、先程のホッチキスどめの資料の2ページ目のところを御覧いただきたいと思いますが、大学を対象とした区の奨学資金の貸付状況です。長期的には左上の表の3-1を御覧いただきますと、年度によって増減はありますけれども、長期的には減少傾向にあります。一方、表3の右下のところを見ていただきますと、国は年収380万円ぐらいのところまで今回補助を行いましたけれども、区の奨学金の利用者については過去6年間の平均で行くと6割ぐらいの層が380万円以上の世帯の利用者となっていますので、国の方の制度だけではカバーし切れない部分がございます。

こうした状況を踏まえて経済状況にかかわらず大学での就学の機会を得られ、また卒業後奨学金 返済の負担で生活が困難とならないよう、特に低所得者世帯につきましては、この修学について要 する費用の家庭の収支に占める割合が高くなってきますので、給付型による支援がより効果的であ ると考えました。

また、区議会からもこちらについては、給付型の奨学金については、これまでも再三要望が出されているところです。そうしたことを受けまして、区といたしましてはこちらの黄色の部分ですね、 国が支援を行っている部分については国の分を補てんする形で、また年収モデル世帯480万円の 層まで区として給付型の奨学資金による支援を行いたいと思っています。 国の380万円を超える層のところまで支援を行う理由ですけれども、国としてはこの380万円未満の層で大学等に進学している対象者の約2割を支援対象として考えております。一方、国の世帯収入の分布と港区の分布にはやはり違いがありまして、国の想定している2割を港区の方で当てはめていきますと、大体年収480万円未満の層がその2割に該当しますので、こちらの2割の層まで区としては給付型の支援を行いたいというふうに考えました。

また、最初の資料1の2番目の②の丸の三つ目になりますけれども、現在応募対象者、高校については進学予定者と在学生が対象となっていますけれども、大学生については応募が進学予定者のみ対象としています。したがって、不況も含め在学中に経済的理由で修学が困難な学生を支援できない状況があります。特に今回、新型コロナウイルス感染症対策などでも迅速な対応をとることが今現在、条例の規定ではできないことになっていますが、こちらは迅速な対応を今後可能とするため、奨学資金の応募対象者に在学生も加えていきたいと考えています。

また、区内の福祉・医療系職種、あるいは中小企業においては、なかなか人材の確保が難しいと 言われていますので、奨学生の学習、就職の意欲向上と合わせまして、こうした採用困難な人材を 確保して区民福祉の向上ですとか、中小企業の支援に資するため、一定の条件を設けて返還金の一 部を免除する制度を創設したいと思います。

内容については、恐れ入りますが、また資料1-3を御覧ください。右上のローマ数字のII、返還免除制度のところになります。これは奨学資金の貸付者が対象になりますけれども、次の国家資格を取得して区内の事業所で当該業務に従事した場合ということで福祉系で3職種程、医療系でこちら記載の職種です。こちらの職種を選んだ理由ですけれども、介護福祉士とか福祉士のようにニーズは高いもののなかなか採用が困難という職種ですとか、あとほかの職種も同じような状況にありますけれども、区民福祉の向上という観点で区の職員の採用職種に関連する資格要件、そちらの資格を取得した者をこちらの方で今対象とする予定でおります。

また、もう一つの条件として区内の中小企業の事業所に勤務をされた方。この①-1と①-2、このどちらかに該当する方に加えまして、②、③区内で継続して5年以上当該の業務に従事、または中小企業に勤務をしていること。さらに5年間返還金の滞納がないこと。この三つの条件を満たした方については、それ以降の返還金の免除を行いたいと考えています。なお、返還金の滞納がないことについては、卒業後1年間据置期間がありますので、それを含んだ返還猶予期間を含んで5年間としたいと考えています。

それから、資料1の方にお戻りいただきまして、その他ですが、財源確保策としては港区版ふるさと納税制度の活用を今後考えていきたいと思っております。現在、港区奨学基金、奨学資金に充てるために設置したものですが、残高が23,448,000円残っていますが、1回、単年度で使い切ってしまう金額で、23年以降活用されておらず一般財源の方から補てんしていますので、この基金の取り扱いについても見直しに合わせまして今後取り崩して廃止するのか、さらに積み立ていくのか検討をしてみたいと思っています。

今後の予定としましては、第3回定例会にこちらの内容が了承されましたらば条例改正を提案い

たしまして、例年次年度の募集が始まる11月ぐらいから、この令和3年度に向けた新しい制度での募集を行いたいと考えております。

簡単ですが説明は以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご質問をお願いいたします。もう1回やるのだよね。もう1回審議をしていただくので、もしよろしければ次回ご質問を頂ければというふうに思いますけれども。 分からないところが多々あると思うので、今の説明で分からない点はメール等してもらえばと思います。

それでは、この協議事項、以上とさせていただきます。

日程第3 報告事項

2 新型コロナウイルス感染症の対応に伴う学校施設開放事業等の再開について

○教育長 ちょっと時間もないのですけれども、定例会の質問なんかはいいよね、次回に飛ばして。 報告事項、これもいくつかあるので申し訳ありませんけれども、報告事項の2と3についてはちょっと引き続きやらせていただきたいと思います。

それでは、報告事項に移らせていただきます。一つ飛ばしまして「新型コロナウイルス感染症の 対応に伴う学校施設開放事業等の再開について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 「新型コロナウイルス感染症の対応に伴う学校施設開放事業等の再開について」報告いたします。今から机上の方で配布するのですが、ロードマップの方をこれからお配りいたします。

報告資料ナンバー2に従って説明いたします。項番1ですが、一般の方に学校の校庭、体育館、プール等を開放する事業につきましては、令和2年2月29日から休止しておりました。今お配りしましたA3の「緊急事態宣言解除後の区有施設等再開のロードマップ」がございますけれども、今はフェーズ4でステップ3の段階なのですが、学校施設開放につきましては真ん中あたりの長い帯でその他というのがございます。こちらのその他の中に学校施設開放、学校プール開放という細い帯があるのですけれども、矢印が学校の再開後、児童・生徒の活動が安定して実施できるようになった時点で再開することになっておりました。

今般、順次部活等などが再開されてきているなどの状況を踏まえまして、小中学校長会と協議を 重ねた結果、学校施設を再開することとなりました。

項番2です。再開する事業は学校施設開放事業。これは校庭、体育館、講堂、格技室、その他教室などを含みます。あとプール開放事業、遊び場開放事業になります。

項番3の再開日です。再開する日は、校庭につきましては7月25日土曜日、体育館、プール、 教室、講堂、格技室等は8月1日土曜日といたします。

項番4、施設再開に当たっての対応策です。再開に当たっては全ての保護者や約300の利用団体に対し通知文を送付いたします。別紙1を御覧ください。こちらは団体あての文書になります。 代表者に送ります。通知文のほかにこちらの別紙1、利用団体に承諾書の提出を求めるものです。 この承諾書は学校の安全確保のために体調管理、手指消毒、施設使用後の原状復帰について了承し、 守っていただくことを記載しております。利用日までに生涯学習スポーツ振興課に提出していただ くことになっております。

続きまして、別紙2を御覧ください。こちらは利用当日に守っていただくことと、使用後の消毒 箇所のチェックをしていただく書面になります。消毒の用具等は生涯学習スポーツ振興課で手配を しており、受付けのときに渡すことになっております。

資料にお戻りください。最後にプール開放になります。学校プール開放は、小中学校合わせて7 校で実施しております。プールにつきましては監視業務や消毒業務を担う委託事業者がおりますの で、この事業者に利用者の健康チェック、使用後の施設の消毒を実施してもらいます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

- ○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。
- ○中村委員 済みません。承諾書とチェックリストの中に両方とも米印で「ご記入いただいた情報は、目的以外の使用はいたしません」と書いてあるのですけれども、この目的がちょっと明確ではないので。この文章全体から目的というのが何の目的なのかというのが、ちょっと読み込めないと思うので、もう少し目的を明確にしておいた方がいいのではないですか。
- ○**生涯学習スポーツ振興課長** こちらの目的は当然学校施設を使用するということについて、団体にお約束していただくということをこちらが全部把握していくために保管しておくものになっております。それが目的になっているので、それ以外に使わないということなので、ここは丁寧にもう少し文章の方を加えたいと思います。
- ○中村委員 そうですね、目的が分かるように。
- ○生涯学習スポーツ振興課長 分かりました。
- ○教育長 今の件は書くことはできないの。今の口答で言ったのは書いておけば。
- ○生涯学習スポーツ振興課長 できます。
- ○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。 それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 港区スポーツセンタープールの休止について

- **〇教育長** 次に「港区スポーツセンタープールの休止について」説明をお願いします。
- ○生涯学習スポーツ振興課長 では、「港区スポーツセンタープールの休止について」ご報告いたします。

資料に沿って説明いたします。「港区スポーツセンタープールの休止について」、水抜きによる 安全点検、清掃、コーキング補修のため、スポーツセンターのプールを休止いたします。こちらは 理由の1番と同じです。

項番2の臨時休止日になります。令和2年10月6日から10月9日までとしております。なお、 前日の10月5日につきましては、第1月曜日に当たるためスポーツセンターの休館日となってお ります。したがって休館日と合わせて5日間の作業になります。

項番3、告示日は本日から1週間後の7月21日を予定しております。

項番4、利用者への周知方法は記載のとおりとなっております。

簡単ではございますが説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

それでは、報告事項で予定されていました1番と4番につきましては、次回の教育委員会で報告させていただくことにいたします。

「閉会」

〇教育長 本日予定している案件及び報告事項は全て終了しました。委員または説明員から何かありますでしょうか。

なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は、臨時会を7月28日午前10時から開催の予定ですので、よろしくお願いいたします。 お疲れさまでした。

(午後0時34分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 薩田 知子